平成２４年（フ）第６９１号
福岡県大野城市下大利４丁目15番12―711号
下大利ネクステージ
債務者　長澤　京子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９３号
福岡県古賀市花見東６丁目10番22号
債務者　安東　邦宏
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７００号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目35番地１
シャルマンＴ・Ｏ305号
債務者　日野　和美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１２号
福岡市中央区小笹２丁目９番16号
債務者　宗村　龍彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１３号
福岡市東区美和台７丁目19番11―101号
債務者　津田　将来
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５９号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目157番地
エンゼルコーポ102号
債務者　田上裕理子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６号
大分県日田市天瀬町赤岩499番地
債務者　二川　延幸
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２７３号
仙台市太白区袋原字内手15番地の２
債務者　今　　由松
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
滋賀県彦根市岡町５番地13　西澤アパート２号室、前住所滋賀県彦根市新町44番地
債務者　田島　丈子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３１５号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町５番地３　プリムローズ嵯峨305
債務者　粟津加能恵
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
京都府木津川市加茂町大野西刃谷59番地４
債務者　竹田　訓行
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
京都府八幡市八幡三本橋３番地の10
債務者　小川　久子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
京都府城陽市久世上大谷81番地の38
債務者　芦田　五月（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
京都市北区紫竹上竹殿町19番地８　Ｐｕｒｅ　Ｐｏｒｔ201号
債務者　宮寺　　孝
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８８号
京都市東山区本町22丁目506番地
債務者　塚本　勝司
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
京都府宇治市木幡西中31番地の７　ハイクラスマンション206号
債務者　清水代嗣秋
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県加古川市尾上町養田191番地の15、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町木村689番地　リバーサイド204号
債務者　岡本めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部